

モバイルICOCA会員規約

(会員)

第1条 モバイルICOCA会員（以下「会員」といいます。）とは、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するモバイルICOCAアプリ又はICOCAアプリケーション（以下、総称して「ICOCAアプリ」といいます。）において取り扱うICOCA乗車券（以下「本ICOCA」といいます。）を、この規約に同意のうえ第4条に定める会員登録を行い利用する者をいいます。

(適用される規約)

第2条 会員は、WESTER会員となり、会員の個人情報が「JR西日本プライバシーポリシー」及び「WESTER会員プライバシーポリシー」に基づき取り扱われることを承諾するものとします。

2 この規約に定めのない事項については、法令及び「ICカード乗車券取扱約款」（平成15年10月西日本旅客鉄道株式会社公告第19号。以下「IC約款」といいます。）、「ICOCA電子マネー取扱約款」（平成17年9月西日本旅客鉄道株式会社公告第17号）、「モバイルデバイスにおけるICOCA利用規約」、「WESTER会員規約」、「WESTERポイント規約」、「WESTERポイント（チャージ専用）規約」等の定めるところによります。

(用語の意義)

第3条 この規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「会員サービス」とは、モバイルデバイスにおけるICOCA利用規約の定めにより会員が利用できる取扱いをいいます。
- (2) 「WESTER会員」とは、WESTER会員規約に定めるWESTER会員であって、同規約に定めるID・パスワードを保有する者をいいます。
- (3) 「決済用カード」とは、当社が指定するクレジットカード等であって、会員が決済手段として登録することを希望した会員本人名義のもので、当社がこれを認めたものをいいます。

(会員登録)

第4条 会員サービスの利用を希望する者（以下「入会希望者」といいます。）は、ICOCAアプリ上の所定の操作により会員登録手続きを完了し会員となることで、会員サービスを利用することができます。

2 前項により会員登録手続きを完了した場合、入会希望者はWESTER会員となり、WESTER規約に定めるID・パスワードを発行します。当該ID・パスワードの取扱いはWESTER会員規約の定めによります。

- 3 前各項によらず、入会希望者が既に WESTER 会員となっている場合は、当該 WESTER 会員の ID・パスワードにより ICoca アプリにログインし、ICoca アプリ上の所定の操作を行うことにより、会員となることができます。
- 4 会員登録手続きは、入会希望者が ICoca アプリ上の所定の操作により当社に対して届け出た事項（以下「会員データ」といいます。）について登録を行います。ただし、当社は、入会希望者がつぎの各号に定める何れかに該当することが判明したときは、登録を承認しません。
 - (1) 入会希望者が実在しない場合
 - (2) 入会希望者が日本国外に居住する場合
 - (3) 入会希望者が 13 歳未満、成年被後見人、被保佐人のいずれかが、会員登録の際に保護者、後見人、又は保佐人の同意を得ていない場合
 - (4) 登録希望者が既に会員になっている場合
 - (5) 入会希望者が過去にこの規約に対する違反等より会員資格が取消されている場合又は WESTER 会員規約に対する違反等により WESTER 会員資格が中断・喪失されている場合（2023 年 3 月 6 日以前に Club J-WEST メンバー規約等に対する違反等により Club J-WEST メンバー資格が中断・喪失されている場合を含みます。）
 - (6) 決済用カードの登録が必要な場合において、入会希望者が決済手段として登録を希望するクレジットカード等が登録できない場合
 - (7) 会員登録手続きに際し、会員データに虚偽・誤記又は記入もれがあった場合
 - (8) 会員登録手続きに際し、会員データに当社のシステムが受付できない記号、文字等が含まれていた場合
 - (9) 入会希望者が第 6 条（第 1 項第 6 号を除く）に定める会員資格の取消し事由の何れかに該当する場合
 - (10) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団関係企業・団体の構成員等、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団の構成員等、テロリスト等（疑いがある場合を含む）、その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」といいます。）であることが判明した場合。又は以下の A、B のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - B. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (11) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、若しくは風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は

当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合

(12) その他、入会希望者を会員とすることを不相当と当社が判断した場合

- 5 当社は、前各号に記載する事項についての確認を行う場合があります。
- 6 第4項によるほか、WESTER 会員規約第3条の定めにより WESTER 会員登録が承認されない場合、登録を承認しません。
- 7 前各項により、当社が会員登録を承認しない場合、会員サービスを利用することはできません。
- 8 当社は、決済用カードの管理及び会員サービスの提供を目的として本人認証サービス「EMV 3Dセキュア」を用います。（「モバイルデバイスにおける I C O C A 利用規約」第3条第1項（14）に定める代理決済を利用する場合を含む。）また、カード発行会社が行う不正利用の検知及び防止のため、決済用カードのカード発行会社に会員データを提供するものとし、会員はこれに同意するものとします。

（会員データの変更）

第5条 会員は、前条により当社に届け出た会員データに変更が生じた場合、所定の操作により、遅延なく変更の手続きを行うこととします。

（会員資格の取消し）

第6条 当社は、会員が次の各号に定めるいずれかに該当した場合には、会員に対して何ら通知又は催告を行うことなく、会員資格を取り消します。

- (1) 会員が虚偽の事実を届け出た場合
- (2) 会員がこの規約のいずれかに違反した場合
- (3) モバイルデバイスにおける I C O C A 利用規約の規定により、会員の I C O C A が無効となった場合
- (4) 第4条第4項各号に定めるいずれかに該当することが判明した場合
- (5) 会員の本 I C O C A の利用状況が不適切又は利用状況に不審があると当社が判断した場合
- (6) 会員が死亡した場合
- (7) 会員情報の変更等により、当社から連絡がとれなくなった場合
- (8) そのほか、会員として不相当と当社が判断した場合

2 前項各号によるほか、WESTER 会員規約第8条の定めにより WESTER 会員資格が中断・喪失された場合は、会員資格を取り消します。

（個人情報の保護）

第7条 当社は、会員の個人情報について、法令、当社の JR 西日本プライバシーポリシー及び WESTER 会員プライバシーポリシーに基づき適切に取り扱うものとします。

(制限又は停止)

第8条 当社は、旅客の輸送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、会員サービスを制限又は停止することがあります。

2 当社は、次の各号に定めるいずれかの事由が生じた場合、会員に対して何ら通知又は催告を行うことなく、会員サービスを制限又は停止することがあります。

(1) 会員サービスを提供するシステムにおいて、必要な設備の保守・点検を行う場合又は障害が発生した場合

(2) 会員サービスを提供するシステムの稼働に必要な電気通信事業者が管理又は運営する設備に関して、電気通信事業者が保守・点検を行う場合、障害が発生した場合又はサービスを中止・中断した場合、若しくは当社がそれらのおそれがあると判断した場合

(3) アプリケーションの運営主体が、本 I C O C A のサービス又は会員サービスを終了した場合、若しくは当社がそれらのおそれがあると判断した場合

(4) モバイルデバイスの生産が中止、中断又は終了された場合、若しくは当社がそれらのおそれがあると判断した場合

(5) WESTER 会員規約第 10 条に該当する場合

(6) その他、制限又は停止することが必要と当社が判断した場合

3 前項に定める制限又は停止、モバイルデバイスの故障、不具合又は電池切れ等により会員サービスを利用できなくなった場合、会員は、乗車区間に対する運賃及び料金を現金等により支払うものとします。

4 前各項に定める制限又は停止等により会員に生じる損害については、当社はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止等が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(退会)

第9条 会員は、退会を希望する場合は、当社が定める所定の退会手続きを行うこととし、手続きの完了をもって第4条の定めによる会員登録は無効となり、退会したものとします。

2 前項に定める退会手続きを行った場合、当該会員は、本 I C O C A に関する一切の権利を放棄することとし、本 I C O C A のサービス及び会員サービスを受けることはできません。

(免責事項)

第10条 当社は、当社の責めに帰すことのできない事由から発生した会員の損害については、その責めを負いません。

2 当社は、会員サービスの取扱いについて、会員以外の第三者に対する一切の責任を負いません。また、会員以外の第三者が会員サービスを使用していたときであっても、会員以外の第三者に対する一切の責任は負いません。

(規約の変更)

第11条 当社は、民法第548条の4の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、この規約を変更することができるものとします。

(1) この規約の変更が、会員の一般の利益に適合する場合

(2) この規約の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事象に照らして合理的なものである場合

2 この規約を変更する場合、当社は予めホームページ等で公表する等の相当な方法で、変更内容及び変更後の規約の効力発生時期を周知するものとします。

附則 この改正は、2025年3月15日から施行します。